

福祉サービス第三者評価結果報告書

2023年 1月 24日

千葉県知事 宛

評価機関名 株式会社ふくし・ファーム

代表者氏名 加藤 正樹

認証番号 健指第3456号-3

所在地 〒203-0031
東京都東久留米市南町1-13-38

電話番号 03-3332-3334



以下のとおり評価を行いましたので報告します。

評価者氏名・担当分野・評価者養成講習修了者番号	評価者氏名		担当分野	評価者番号
	①	加藤 正樹	福祉	T1801002
	②	中野 航太	福祉	X2111014
	③	伊瀬 卓	経営	V1911013
	④	神田 市郎	経営	X2111015
	⑤	山田 秀樹	経営	V1911015
	⑥			
福祉サービス種別	放課後児童健全育成事業			
評価対象事業所名称	上本郷第二放課後児童クラブ			
事業所連絡先	〒	271-0064		
	所在地	松戸市上本郷2713-2		
	TEL	047-368-8162		
契約日	2022年 8月 1日			
利用者調査票配付日(実施日)	2022年 9月 12日			
利用者調査結果報告日	2022年 12月 8日			
自己評価の調査票配付日	2022年 9月 12日			
自己評価結果報告日	2022年 12月 8日			
訪問調査日	2022年 10月 27日			
評価合議日	2022年 11月 17日			
報告日	2022年 12月 14日			

評価機関から上記及び別紙の評価結果報告書を受け取りました。

2023年 1月 10日

事業者名

代表者氏名

特定非営利活動法人ワーカーズコープ
代表理事 田嶋 羊子



評価細目別評価結果

(放課後児童健全育成事業)

設問	コメント
I 福祉サービスの基本方針と組織	
I-1-1(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	
1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	<p>施設の理念は、「1.1人1人の子どもの違いや個性を尊重します、2.子どもの持つ力を信じ、育てます、3.子どもたちの命をはぐくむ自然、人、文化など豊かな社会関係をつくり出します」です。施設の基本方針は、「①命の基礎である自然や食、地域の文化、人と人との関係を大切にします、②当事者主体と豊かな人間関係を広げます、③子どもの願いや課題を真ん中にすえた生活まるごとの仕事おこし・まちづくりを勧めます、④よい仕事を生み出す協同労働の団づくりを大切にします、⑤子どもの命を守り育む平和、基本的人権、民主主義、自然環境文化など人類が幾多の苦難を経て築いてきた貴重な財源を大切に継承します」です。そのような理念・方針に沿って、「(1)遊びの時間を大切に、(2)家庭的な雰囲気と安心できる環境づくり、(3)一人一人の子どもの対しての具体的理解、(4)社会性を育む(5)子どもの健康管理と安全の保持、(6)自分でできる力を育てる、(7)家庭や学校、地域社会との連携及び連絡」を重視しています。職員の行動規範については、放課後児童支援員のための運営マニュアルに示しています。理念や基本方針の内容については、新人研修、現場会議、法人主催の子育ちプロジェクト、子育ちミーティングで職員に周知しているほか、子どもや保護者などへは、入所説明会において伝えていきます。なお、入所説明会で配布する入所案内に理念や運営目標を記載し、伝わりやすいよう工夫しています。</p>
I-2-2(1) 経営環境の変化等に対応している。	
2 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	<p>社会福祉事業の動向は、法人会議、市の放課後児童クラブ法人連絡会(以下、MAC会議)で、所属自治体の福祉施策の内容は、子育ちプロジェクト、MAC会議で把握・分析しています。地域の特徴・変化などの経営環境や課題に関して、利用者アンケートなどでデータを収集し、MAC会議でその内容を分析しています。運営経費および利用状況の分析は、MAC会議や月次報告書、予算実績で行っています。</p>
3 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	<p>施設での直近の課題として、福祉サービスの内容に関して「利用者数の高止まり」、設備管理に関しては「施設の老朽化、利用者数に対しての施設の大きさ、校内教室の活用」などを捉えています。また、職員の体制や育成に関しては人員の確保を課題としています。経営状況や改善すべき課題について、リーダー会議、所長会議、エリア会議や、職員会議、総会などで共有・周知しています。課題の解決に向けた具体的な取り組みの一例として求人媒体の利用、求人チラシの配布を行っています。</p>
I-3-3(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	
4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	<p>中・長期計画の主な目標は「資産状況、地域の動向、自治体の要請などを勘案しながら、放課後児童クラブの発展の可能性を探る。」、「職員の育成に関しても方向性を定め、クラブを引っ張っていく存在を生み出し、各方面で活躍することができる人材の育成を積極的に行う」とし、具体的には「1.保育の質の向上、2.組織の見直し、3.施設の設備、4.経営基盤の確立、5.地域、法人との連携」に取り組んでいます。</p>
5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	<p>中・長期計画は計画期間を5年と定め、施設単位で作成しています。「月ごとの実績確認及び修正予算作成」「人財育成への投資」を単年度の目標として定めています。収支計画の進捗状況については、予算作成時、主任会議、現場会議で確認しています。事業計画には、前年度分析、事業目標、年間計画、職員体制などの項目があり、主任会議、事業所ヒアリングで取り組みの成果について評価しています。</p>

評価細目別評価結果

(放課後児童健全育成事業)

設問	コメント
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。	
6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	事業計画の策定にあたり、現場会議で出た意見を現場責任者がまとめ、主任会議で出された職員の意見を反映させています。そして、現場会議(年4回)、主任会議(年4回)を通して計画の実施状況を把握しています。計画の見直しは、現場会議、主任会議、事業所ヒアリングで行い、直近では主任会議について見直しを図っています。事業計画は現場会議で説明し、資料の配布で職員の理解を促しています。
7 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	作成した事業計画は、子どもや保護者に対して、年度末の保護者会総会で説明するとともに、毎月の保護者会にて進捗を確認しています。その上で、計画に対する意見や要望については、年1回の利用者アンケートで把握しています。
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	
8 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	サービスの質の向上に向けたPDCAサイクルを描く起点として、職員定着及びキャリア形成を課題とし、主任職の配置を行いました。現場責任者のフォローや支援を目的として、複数の現場を管理する職として設置しています。このことにより、職員間の情報共有が密に図れるようになりました。業務水準は、月報・週報の作成と合わせて自己評価を行うとともに、法人による事業所ヒアリングを年1回実施しています。
9 評価結果に基づき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	運営上の課題は事業計画に記載し対応しています。改善に向けた取り組みの例として、「指摘事項の分析、具体的対策の立案、実施期限の明確化と進捗管理」を行っています。実施状況は、現場会議で確認しています。
II 組織の運営管理	
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。	
10 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	経営・管理に関する方針は、運営マニュアルに記載しています。法人・事業責任者は職務分掌を用いて、現場会議で職員に周知しています。有事の際の役割や対応は、危機管理マニュアルに記載しています。
11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	コンプライアンスの遵守に向けて、放課後児童クラブ運営指針に沿った運営に努めるとともに、セクシャルハラスメント研修で理解を深めています。また、環境への配慮を含む取り組みとして、古い本やおもちゃの引き取りなどの取り組みを行っています。
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	
12 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	法人は、現場会議(月1回)で施設の状況を把握しています。法人や現場責任者がリーダーシップを発揮した例として、市、学校との協議会主催に取り組みとともに、法人内の子ども関連事業所が参加するプロジェクトを発足するなど、推進体制を築いています。あわせて、職員面談や子育てプロジェクト研修の実施など、サービスの質の向上に向けて取り組んでいます。
13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	主任会議では人事や財務面の分析を行い、職員の状況にあわせた雇用形態の変更(非正規職員から正規職員に変更)などに取り組んでいます。

評価細目別評価結果

(放課後児童健全育成事業)

設問	コメント
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	
14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	人材の確保や育成に関する基本的な考え方は、職員の研修体制に、人員体制は、事業計画に明示しています。人材確保に向けた具体的な取り組みとして、求人掲載(随時)を行い、人材育成として、法人の主催する子育てプロジェクト、子育てミーティングに参加しています。そのほか、採用にかかる予算を増やし、人材確保を強化しています。
15 総合的な人事管理が行われている。	「期待する職員像」を放課後・子育て支援事業組合員のしおりに示しています。人事の基本方針は、報酬など支給規定に定め、契約時に職員に周知しています。なお、人事評価は、職員面談で行っています。職員の処遇の水準や改善の必要性については、主任会議、現場会議で検討し、勤務時間の変更など、職員の意向を反映した改善に取り組んでいます。
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	
16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	労務管理は現場責任者が担っており、毎月の勤怠締めの際に職員の就業状況を把握しています。職員が働きやすい環境整備の具体的な例として、変形労働時間制の導入などに取り組んでいます。
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	
17 職員一人一人の育成に向けた取組を行っている。	「期待する職員像」を「1.豊かな人間性と倫理観を育む、2.主体的な姿勢で絶えず研鑽を積み必要な知識と技能を身に着ける、3.「遊び」「安全」「安心」を基本にした職員の資質向上」と示しています。その実現に向けて、職員の目標管理や達成度は、主に職員面談の中で確認しています。
18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	放課後児童支援員などの専門技術や資格取得を支援しています。そこで、職員の教育・研修計画として、子育てプロジェクト、子育てミーティングなどを実施しています。子育てプロジェクトは法人東関東地域で開催し、子育てミーティングは全国の事業所を対象とした交流会となっています。それぞれ2~3カ月に1回開催しています。
19 職員一人一人の教育・研修の機会が確保されている。	職員の個別スキルについては、入職時面接で把握しています。職員研修は、新人研修・リーダー研修などの研修や、市主催の研修などの外部研修に参加し、スキルを高めています。なお、職員一人ひとりが教育・研修に参加できるよう持ち回りで出席し、出席した者が内容報告を行っています。
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	
20 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	看護学科の実習生を受け入れています。実習期間中は学校側と情報共有しながら連携を図っています。
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	
21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	事業計画・報告、予算・決算情報は、保護者会で公開しています。苦情・相談の体制や内容については、入所案内に示しています。また、地域へ向けて入所案内を通して、施設での活動内容を伝えています。
22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営の実現に向けて、事務などに関するルールや職員の権限・責任を、職務分掌や総務経理マニュアルに明記し、現場会議で職員に周知しています。また、法人本部による財務状況のモニタリングを実施しています。

評価細目別評価結果

(放課後児童健全育成事業)

設問	コメント
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。	
23 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	地域との関わり方は、放課後・子育て支援事業組合員のしおりに則っています。地域との交流の具体的な取り組みとして、保護者会と連携し、ニコちびまつり、親子レクを実施しています。また、学校と連携し、年1回地域の危険個所の確認を行っています。そのほか、地域における社会資源を有効活用できるように、施設内掲示板に関係機関のポスターを掲示を行っています。
24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	地域の学校教育などへの協力についての基本姿勢は、「子育て事業パンフレット」に示しています。学生ボランティアによるイベントのお手伝いや、法人の運営する市内の就労準備支援の事業所と連携した職場体験を行っています。
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。	
25 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	必要な社会資源については、市の子育て情報サイト「まっどde子育て」を案内しています。また、家庭での虐待など権利侵害が疑われる子どもへの対応として、要保護児童対策地域協議会に参加しています。さらに、子どもの発達・生活の連続性を保障するための取り組みとして、小学校・放課後児童クラブ・放課後KIDSルーム三者協議会(年1回)に参加するなど、関係機関と連携しています。
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	
26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	地域の福祉ニーズなどを把握するために、学区懇談会(年1回)に参加するとともにまちづくり講座を実施しています。法人独自の取り組みとして実施しているまちづくり講座では、地域での起業支援を行っています。
27 地域の福祉ニーズ等に基づく公益的な事業・活動が行われている。	地域ニーズに基づき、保護者会と協力して、池及び学校実験畑の清掃・草刈り(年1回)を行っています。

III 適切な福祉サービスの実施

III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	
28 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	子どもや保護者などを尊重した福祉サービスの内容は、入所案内や、放課後・子育て支援事業組合員のしおりに明示しています。また、職員は子育てミーティングに参加し、子どもや保護者などの尊重や基本的人権への配慮について学んでいます。さらに、現場会議により、職員の理解度を確認しています。
29 利用者のプライバシー保護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	プライバシーの保護については、個人情報保護規程・誓約および同意書(個人情報の取扱いに関する同意)に明示しています。施設内で保存している電子データは、パソコンにアクセス制限を設けるとともに、事務室内の書棚に管理している文書閲覧は、基本的に持ち出し禁止としています。また、機密文書は専門業者に委託し、溶解処理で破棄しています。プライバシー保護に関する内容は、利用開始時に説明しています。

評価細目別評価結果

(放課後児童健全育成事業)

設問	コメント
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。	
30 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	施設の情報は、市の子育て情報サイト「まつどde子育て」より周知しています。利用希望者については、入所申込書を作成してもらい、個人面談を実施しています。なお、質問については面談後も随時受け付けています。
31 福祉サービスの開始・変更に当たり利用者等に分かりやすく説明している。	利用が決まった方には、入所案内を保護者に配布し説明しています。資料には、重要箇所を太字や赤字で記載するなど、保護者が理解しやすいように工夫しています。また、利用開始時や変更時には、利用申込書・記載事項変更届を提出してもらっています。配慮が必要な子どもと保護者に対しては、基本的に他の子どもと同じ保育を行うことを説明し、保育にあたっては、支援に必要な声掛けを行うなど配慮しています。そのほか、新1年生の保護者には、個人面談を実施し、施設利用についての説明しています。
32 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等に当たり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	【評価外】
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。	
33 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	子どもや保護者などのニーズは保護者会・利用者アンケート・個人面談を通じて把握しています。把握した意見や要望は、課題一覧を作成し対応策を利用者へ配布し共有しています。直近で取り組んだ事例として、倉庫の新設があります。
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	
34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	苦情があった際には、現場責任者が受け付けし、主任が解決にあたっています。苦情解決の仕組みは運営マニュアルに明示しています。あわせて、個人が特定できないようにしたうえで、苦情内容と対応を保護者会やおたよりなどで配布しています。直近の対応事例として、子どもの言葉遣いが荒いなどのご意見に対し、子どもたちへ使ってはいけない理由を職員が説明したことが挙げられます。
35 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	子どもや保護者などの相談や意見は、利用者アンケートを通じて受け止め、職員全員で対応しています。
36 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	毎月の職員会議で、各職員が、前月の保育で気になる子どもや保護者対応について、事例研修を行っています。相談や意見を受けた際の対応は、放課後・子育て支援事業組合員のしおりに明示しており、相談や意見への回答期限をできる限り即日としています。なお、対応できない場合は課題一覧に記載し、対応期限を明記して保護者に通知することとしています。子どもや保護者の意見に対応した最近の取り組みとして、施設前の池の衛生管理及び危険箇所について市へ対応を依頼をしたことがあります。なお、このような対応方針について、現場会議の機会に見直しを行っています。
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	
37 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	リスクマネジメントや安全管理に関するマニュアルとして、危機管理マニュアルや運営マニュアルを整備しています。また、事業所内で事故が発生した際に情報共有しています。事故、感染症、侵入、災害などが発生した際は、事故報告書に記録し、現場会議で分析、検討を行うとともに、現場会議で職員に伝えています。これらの危機管理方法については、現場会議で見直しを行っています。

評価細目別評価結果

(放課後児童健全育成事業)

設問	コメント
38 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	感染症対策は主に現場責任者が担当し、対応しています。職員は感染症対策について現場会議で学び、手洗い、消毒、マスク着用などに取り組んでいます。感染症が流行した際は市へ報告し、利用者へ周知、施設内での消毒を実施しています。
39 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	災害に備え、サービスの継続もしくは復旧を円滑に進めるために、必要データはパソコンに保存するとともに、週1回バックアップを取っています。加えて、災害の発生時において、子どもの安否を来所児童名簿を基に点呼を行うことで確認しています。また、地域の関係機関と連携し、子どもの安全を確保するために、部屋にいる職員や、外にいる職員で災害時の動きを定めています。そのほか、保護者が災害により帰宅困難となった場合の対応方法などは、入所説明会で保護者へ周知しています。
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	
40 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	育成支援の基本方針や子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢について、「放課後児童支援員のための運営マニュアル」に示しています。育成支援の実施方法は、現場会議で職員に伝えています。
41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	育成支援の実施方法は、年度末の常勤会議や現場会議で検証しています。育成支援の実施方法を検証する際は、利用者アンケート・保護者会などで子どもや保護者の意見を反映させています。
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	
42 アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画(個別支援計画)を適切に策定している。	育成支援は、保育目標・保育方針に沿って実施しています。ただし、育成支援計画は作成していません。
43 定期的に福祉サービス実施計画(個別支援計画)の評価・見直しを行っている。	育成支援の見直しについては、現場会議などの中で行っています。ただし、育成支援計画は作成していません。
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	
44 利用者に関する福祉サービス実施状況(個別支援計画)の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	子どもの身体状況や生活状況などは、児童調査票・アレルギー調査票・週間予定表に、育成支援については、保育日誌・保育報告に記録しています。記録方法に不備などが発見された場合は、現場責任者が指導しています。また、職員間の情報共有を促すために、現場会議次第を事前配布するとともに、業務日誌を用いたりしています。
45 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	子どもや保護者などに関する情報は、個人情報保護規程や個人情報保護規程に則って管理しています。なお、現場責任者が個人情報の管理責任者となっています。職員は新人研修に参加し、現場会議で職員の理解度を確認しています。子どもや保護者に対しては、入所説明会で説明をしています。

評価細目別評価結果

(放課後児童健全育成事業)

設問	コメント
A 個別評価基準	
A-1-(1)子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境の整備	
A① 子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整備している。	育成室には、設備面として空調・トイレ・台所、冷蔵庫・机・椅子などを、備品として、玩具・児童書・教材・事務用品などを備えています。そして、学校園庭にある遊具などで、子どもが自由に遊べるようにしています。また、漫画・児童書・絵本などの書籍を用意し、自由に閲覧できるようにしています。配慮が必要な子どもに対しては職員がつき、それぞれの子どもに対して保育室内にパーソナルスペースを設定しています。子どもが体調不良となった時は、和室で休息できるように設定しています。なお、緊急を要すると判断する場合は、保護者と相談の上、医療受診の対応をしています。
A-1-(2)放課後児童クラブにおける育成支援	
A② 子どもが放課後児童クラブに自ら進んで通い続けられるように援助している。	施設内のルールや活動内容については、入所時に上級生による学童ツアーを通して説明しています。子どもの活動の様子については、連絡帳・おたより(あそびむし)、育成支援の内容については、保護者役員会に参加した際や懇談会などで保護者に伝えていきます。放課後児童クラブに通う事の必要性については、個人面談や「入所案内」やおたよりなどを通して理解を促しています。年度途中での退所については、「中止届」で対応しています。途中退所の主な理由は、習い事や子どもの自立があげられます。
A③ 子どもの出欠席を把握し、適切に援助している。	子どもの出欠席については、電話・メール・連絡帳で受け付け、保育日誌に記録しています。当日の出欠席について、随時電話・メールで受け付けています。出欠席の確認方法は、入退室管理システム・保育日誌で管理しており、子どもの所在を学年毎に来所した際に確認しています。子どもが不在の場合は、保護者(緊急連絡先)・小学校へ直ちに連絡しています。緊急時の対応に関しては、危機管理マニュアルに記載しています。
A-1-(3)子ども一人ひとりと集団全体の生活を豊かにする育成支援	
A④ 子ども自身が見通しを持って主体的に過ごせるように援助している。	一日の過ごし方については、月初、週初めに口頭で説明するとともに、月の予定表などを掲示し確認できるようにし、フリガナをふるなど、子どもが分かりやすく理解しやすいように工夫しています。子どもが主体的に過ごせるよう、おやつ以外の時間はいつでも自由に遊べる時間としています。来所直後の時間やよいこのチャイム後は、学校の宿題など学習を優先する時間としています。おやつ提供は、よいこのチャイムや学校の下校時間にあわせて柔軟に対応しています。子どもたちが集団で取り組む活動として、誕生日会や保護者会との共催行事(キャンプ、ニコちびまつりなど)を行っています。子ども同士が意見を出し合う機会として、班長会議・高学年会議などを設けています。キャンプやニコちびまつりなどでは、3年生を班長とする班をつくり、準備の段階から活動をしています。子どもの意見や提案を受けて対応した事例として、おやつの変更や学校外への散歩などがあります。一日の過ごし方については、入所案内やおたよりなどに記載するとともに、保護者役員会の中で伝えていきます。学校が長期休みとなる際の利用時間は、8時～19時と定めています。子どもが長時間利用する際には、昼食後に「ゴロゴロタイム」を取り入れるなど配慮しています。学校が長期休みとなる際には朝に学習活動を設定し、キャンプなどの行事に向けた取り組み(調理やバスレクの練習など)を企画しています。

評価細目別評価結果

(放課後児童健全育成事業)

設問	コメント
A⑤ 日常生活に必要となる基本的な生活習慣を習得できるように援助している。	基本的な生活習慣の内容については「運営マニュアル」に記載し、職員は「現場会議」で指導内容を確認しています。健康や衛生に関することが身につくよう支援する方法について「放課後・子育て支援事業組合員のしおり」に記載し、職員による声掛けを行っています。持ち物の管理や整理整頓などの生活習慣については、声掛けのほか、年末や長期休みの最後の日に大掃除や片付けに子どもたちも参加しています。子どもたちの集団活動の支援については、班長会議や高学年会議など、上級生が下級生を支援する機会を整えています。
A⑥ 子どもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるように援助している。	子どもの発達状況や家庭環境については、個人面談・連絡帳で把握しています。把握した個々のニーズについては、現場会議で共有し対応方法を検討しています。子ども自身が遊びを自由に選択できる環境整備については、玩具として、けん玉・コマ・カードゲームなどを取り揃えているほか、子どものリクエストに応じてボール・虫網・虫かごなどを購入しています。図書として、児童書や漫画を取り揃えています。施設の入室に対して子どもが安心できるよう、職員は「あいさつすること」と「一緒に遊ぶこと」を心がけています。加えて、一人ひとりの子どもの健康や心身の状態は、「子ども一人ひとりへの声掛け」・視診・「学校との情報共有」により把握し、現場会議や保育日誌で共有しています。子どもの体調不良やケガが発生した際は、「危機管理マニュアル」に沿って対応しています。体調不良の際には、子どもが静養できるスペースとして空きスペースハマットレスを設置しています。
A⑦ 子ども同士の関係を豊かに作り出せるように援助している。	子ども同士で遊びを作り出せるような支援の方法については、運営マニュアルに示し、自発的に遊べるように工作の材料を用意したり、職員も一緒に遊んだりしながら支援することを心がけています。意見の対立やけんかなどに対する対応は、子どもたちを落ち着かせ、話すことで分かり合えるよう促すなど配慮しています。また、いじめの関係が生じないよう職員は、子どもと信頼関係を築き、何でも話せるように努めています。子ども同士のトラブルが発生した際は、学校と連携を図り対応しています。
A⑧ 子どもが自分の気持ちや意見を表現することができるように援助している。	職員は子どもと一緒に遊ぶ時間を大切に、子どもとの信頼関係を築けるように努めています。キャンプ、ニコちびまつりなどの行事では、子どもが企画・運営に参画し、子どもの意見や提案を基に、それぞれの内容を考え、ゲーム担当、司会などを行っています。行事の目的と内容はおやつの時間に話をし、おたよりや掲示で保護者に説明しています。
A-1-4)固有の援助を必要とする子どもへの適切な育成支援	
A⑨ 障害のある子どもの受入れの考え方を理解したうえで、受入れに努めている。	障害のある子どもの受入れ方について、市の利用案内や、個人面談の機会で説明しています。受入れの判断は市が行っています。受け入れる際には、児童調査票や個人面談で健康状態、家庭状況、保護者の意向などを把握し、保育日誌に記録するとともに、スロープの設置・多目的トイレの設置など個別に対応しています。
A⑩ 障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を踏まえ、育成支援を行っている。	障害のある子どもの育成支援の内容は現場会議を通して職員間で情報共有しています。また、必要に応じて、学校や放課後デイサービスとも情報共有を図っています。
A⑪ 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たって、関係機関と連携して適切な支援を行っている。	特に配慮を必要とする子どもへの対応について、個人面談で把握し、現場会議を通して職員間で情報共有しています。また、市や子育て支援センターとも情報共有を図っています。児童虐待を発見した際は、危機管理マニュアルに則って対応し、職員は直ちに市や警察へ報告することとしています。加えて、要保護児童対策地域協議会が設置されているほか、学区懇談会にも参画しています。

評価細目別評価結果

(放課後児童健全育成事業)

設問	コメント
A-1-(5)適切なおやつや食事の提供	
A⑫ 放課後の時間帯におやつを適切に提供している。	おやつを提供時間は、15時30分～16時を基本とし、よいこのチャイムや学校の下校時間にあわせて柔軟に対応しています。提供の際には小皿に盛り付けて個別配布しています。提供するおやつの種類については、常勤会議で検討しています。子どもの楽しみになるように季節の果物(みかん・ぶどうなど)、リクエストに応じたおやつを選ぶなど工夫しています。施設では、うどん・餃子スープ・アイスなどが人気のおやつです。
A⑬ 食に伴う事故(食物アレルギー事故、窒息事故、食中毒等)を防止するための対応を行っている。	食物アレルギーについては、危機管理マニュアルに則って対応しています。子どもの食物アレルギーの有無や症状については個人面談で把握し、アレルギー調査票に記録しています。食物アレルギーなどの対応方法に関して、消防署主催の救命救急講習に参加し訓練しています。
A-1-(6)安全と衛生の確保	
A⑭ 子どもの安全を確保する取組を行っている。	子どもの安全を確保する取り組みとして、毎日点検・清掃などを実施し、気になった点などがあった際には保育日誌に記録しています。安全管理を目的とした設備点検の方法は、職員が施設内を巡回し、都度確認しています。施設内での事故やケガを防止策については、危機管理マニュアルに則って対応しています。子どもの来所経路や帰宅経路の安全確保については、学校で定めた通学路にある危険箇所や、こども100当番などの情報を記したマップを、学校と共有しています。また、入退室管理システムなどを活用して子どもの見守り体制を整え、システムの通知機能を使って保護者へ伝えていきます。また、学区懇談会などを通じて地域組織の協力を得て見守りを行っています。子どもがケガや体調不良になった際には、児童調査票に記載されている連絡先に基づいて保護者に連絡をしています。事故やケガが発生した際は、事故報告書に記録しています。前年度の報告件数は、1件でした。事故やケガの発生状況や防止対策については、現場会議で検討しています。
A⑮ 衛生管理に関する取組を適切に行っている。	衛生管理に関しては、開所日、全児童が帰宅したあとに施設の清掃や消毒を職員が分担して実施しています。子どもが清掃に参加する機会として、年末や長期休みの最後の日に実施する大掃除などがあります。
A-2-(1)保護者との連携	
A⑯ 保護者との協力関係を築いている。	保護者からの相談は、17時30～受け付けし、主に常勤支援員(基本的に複数名)が対応しています。保護者は、保護者会との共催行事(キャンプ、ニコちびまつり)などの行事に参加しています。保護者会は、役員会(月1回)および総会(3月)を開催しています。職員は役員会に参加し、子どもの様子や育成の報告をするとともに、総会では当年度の振り返りや翌年度の方針を伝えています。また、保護者アンケート(年1回)を実施し、意向を反映しています。回答した内容は集計し、意見に対する対応も含めて、保護者会やおたよりに通じて保護者に周知をしています。
A-2-(2)学校との連携	
A⑰ 子どもの生活の連続性を保障するため、学校との連携を図っている。	学校と放課後児童クラブで等しく子どもに対して支援できるように、親子・家庭環境の把握に関する情報を年度の挨拶や日々のやりとりの中で共有しています。また、運営や地域の課題に関して、学校・放課後児童クラブ・KIDSルームによる三者協議会や、学区懇談会で共有しています。毎日の下校時刻について、学校の月の予定表などで把握しています。来所・帰宅経路について、児童調査票を共有し、事件・事故・災害が生じた際は、危機管理マニュアルに則って対応しています。子どもの家庭の様子や育成状況について情報を共有した実績があります。子どもや家庭の状況に変化や問題が生じた際には、児童調査票や個人面談票に記録しています。

評価細目別評価結果

(放課後児童健全育成事業)

設問	コメント
A-3-(1)子どもの権利擁護	
A⑱ 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	職場倫理については、「諸規定集」に明記しています。職員は、入職時や現場会議の中で職場倫理を学んでいます。職員による適切な(または不適切な)処遇に関して「放課後・子育て支援事業組合員のしおり」に明記し、具体的な内容については、現場会議で学んでいます。人権および子どもの権利については、「放課後児童支援員のための運営マニュアル」に示し、現場会議で理解を深めています。

全体講評

(放課後児童健全育成事業)

特徴的な取り組み／良いと思う取り組み

法人として、学童事業の運営に注力しており、全国で子ども関係の事業を運営しています。(2022年10月時点で子育て分野492箇所・組合員数約4500名)。これらの運営ノウハウを活かし、児童クラブ運営マニュアルの独自作成や、全国レベル・地域レベルでの研修実施など、ノウハウの共有や活用に取り組んでいます。

保護者とは月1回の保護者会役員会や、懇談会を通じて、子どもの様子や育成の状況を報告するなど、普段から密に連携を図っています。また、保護者会と共催で開催しているキャンプやニコちびまつりなど、共同した子育てに取り組んでいます。そのほか、保護者アンケート(年1回)を実施し、意向を反映しています。回答した内容は集計し、意見に対する対応も含めて、保護者会やおたよりを通じて保護者に周知をしています。

育成室の前には自然豊かな環境が整っており、虫や木の実などにふれることができます。また、土曜日など一日保育の日には周辺にある公園で活動するなど、外遊びが充実しています。さらに、キャンプやニコちびまつりなどでは3年生を班長とする班をつくり、班長会議や高学年会議を実施し、準備の段階から当日まで一連の活動を行っています。

今後より良くしたいと思う点／改善が望まれる点

静養スペースや事務スペースなど、運営に必要なスペースが確保できていない状況にあります。学校の協力を得て、空きスペースを利用するなど工夫していますが、抜本的な解決には至っていません。施設は、今後も市と協議しながら子どもの居心地の良さを高めていきたいと考えています。

毎日の活動の中で、おやつ時間は子どもたちにとっても楽しみな時間となっています。今年度は感染症の影響により、手作りのおやつ提供が難しい状況にありました。終息後には、手作りのおやつを提供するとともに、子どもたちと調理をする活動も作っていきたいと考えています。